

2014・8 No.312



あつぎ


法人ニュース

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



あつぎジャズナイト
(写真提供/厚木市)

消費税期限内納付

 法人会 一声運動

第3回通常総会を盛大に開催

去る6月12日、レンブラントホテル厚木において、第3回通常総会を盛大に開催し、事業報告及び決算報告の総会提出議案は、全て可決承認された。また、平素から会の運営等に尽力された方々並びに支部・地区に対して、会長表彰状及び感謝状が贈呈されるとともに、当会が一般募集している「税の標語」の最優秀受賞者には記念品が贈られた。

第3回通常総会は、正会員154社（委任状提出正会員1243社、出席率58・8%）が出席し、また来賓として関係各界代表者が列席して、盛大に行われた。

総会は、木下副会長の開会のことばで始まり、続いて物故会員に対して黙祷が捧げられた。次に小嶋会長から挨拶があり、会長が議長に就き議案審議に入った。

第一号議案の平成25年度事業報告及び財務諸表承認並びに監査報告承認の件については、高畑総務委員長から事業報告と財務諸表について議案説明があり、続いて、横山監事が監査報告を行った。これらの総会提出議案は全て満場一致で原案どおり可決承認された。

次に報告事項として、高畑総務委員長から平成26年度の事業計画及び予算について報告がなされた。議事終了後の表彰式では、法人会活動に顕著な功績のあった21名、1支部、9地区に対して、会長表彰状並びに感謝状が贈呈されるとともに、当会が一般募集している「税の標語」入賞作品の紹介と最



▲あいさつする小嶋会長

優秀受賞者には記念品が贈られた。

また、来賓祝辞では、厚木税務署の高砂孝志署長、神奈川県厚木県税事務所の須山卓彦所長、友誼団体の東京地方税理士会厚木支部の横溝勉副支部長から、それぞれご祝辞をいただいた。

チャリティー金を各市町村へ寄贈

去る3月24日、小嶋会長はじめ、山田担当副会長、大川担当副会長、小松委員長並びに落合副委員長は、当会管轄区域の厚木市、愛川町、清川村を訪ね、昨年9月に開催したチャリティーゴルフ大会と12月のチャリティーパーティーの席上で実施した募金活動によるチャリティー金（総額45万6000円）を各市町村に配分して、社会福祉事業に役立てていただくようお願いし寄贈した。



▲左から小松委員長、大川副会長、小嶋会長、小林市長、山田副会長、落合副委員長



最後は、中村副会長の閉会のことばで締めくくり、第一部の総会を終了した。第二部の懇親会では、厚木市の小林常良市長、清川村の大矢明夫村長からご祝辞をいただき、会員相互の交流を深め、盛会裏に終了した。（紙面の都合により正味財産増減計算書のみ9ページに掲載。）

また、通常総会の会場入口には、会員企業の無料PRコーナー（写真左）を設置し、7社の会員企業が出展され、自社商品の説明やパンフレット等の配布を行い、多くの出席者の目を引いた。

平成26年度会長表彰状・感謝状受彰者

一、個人の部(敬称略)

◎会長表彰状受彰者(永年勤続)

- (有)厚和防災設備 森久保 公道
- (有)関根設備 関根 清
- (株)スタジオ・246 北村 正敏
- (株)福沢工務店 福沢 義隆
- (有)一條興業 田村 剛
- (株)染谷設備工業 染谷 昌弘
- (有)庄泉 遠田 浩
- (株)アーバン 小杉 伸夫
- (株)千石 藤原 ナミヨ
- ◎会長感謝状受彰者(永年勤続)
- (株)ノーマ 河原 清
- (有)吉岡商店 吉岡 宅美
- (株)山善 山本 善一
- (有)山口養豚場 山口 昌興
- (有)ナガノ設備 佐藤 結花



▲表彰状受彰の福沢義隆氏(右)

(一社)神奈川県法人会連合会の
法人会功労者表彰式

去る6月17日、横浜ベイホテル東急において、上部団体の神奈川県法人会連合会の通常総会が開催され、終了後、法人会功労者表彰式が行われた。同席上では(公財)全国法人会総連合会長表彰状が伝達されるとともに、(一社)神奈川県法人会連合会の会長表彰状・感謝状が贈呈され、本会からは下記5名の方々が受彰された。

- (敬称略)
- (公財)全国法人会総連合 会長表彰状受彰者
- (株)木下建設 木下 幸治
- (株)グローバル 島本 修一

- (敬称略)
- (一社)神奈川県法人会連合会 会長表彰状受彰者
- (有)安齋装備 安齋 勝幸
- (株)アーバン 小杉 伸夫
- 税理士法人サンパートナーズオフィス 新川 勉

- (有)石射工務店 石射 忠夫
- (有)落合工務店 落合 和夫
- (株)ミリテック販売 後藤 明
- (株)東明サイエンス 小西 英
- (有)エステートこがね 小金 剛輝



法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します



▲最優秀賞受賞の熊坂麻里江さん

法人会のキャラクター「けんた」



◎会長感謝状受彰者

(新規会員獲得社数5社以上の者)

- (株)小林リビング 小林 知彌
- (株)七沢荘 中村 典子

二、団体の部(敬称略)

◎会長感謝状受彰支部

(新規会員獲得社数の最高位の支部)

依知支部 16・0社

◎会長感謝状受彰地区

(新規会員獲得社数の上位5地区)

- 1位 依知中区 15・0社
- 2位 旭町西地区 10・0社
- 3位 玉川地区 6・5社
- 4位 愛川第5地区 4・0社
- 5位 厚木西地区 3・0社
- 5位 旭町東地区 3・0社
- 5位 岡田地区 3・0社
- 5位 愛川第1地区 3・0社
- 5位 愛川第4地区 3・0社

「税の標語」表彰受賞者

★最優秀賞

広めよう 税の役割 大切さ

熊坂麻里江 様(愛川町角田在住)

★優秀賞

この税を 住みよし暮らしの 架け橋に

山本 紗奈 様(厚木市飯山在住)

★佳作

納税を 教え継ぐのも 親の義務

山田 深雪 様(愛川町中津在住)

あなたの税 くららしの中に 生きている

井上 信子 様(愛川町中津在住)

消費税 暮らしに活きる 社会参加

桑澤 律子 様(厚木市下川入在住)

法人会

会員の声をもとに、要望を確立へ

税制改正の焦点

政府は、経済財政運営の指針「骨太の方針」に盛り込む法人税実効税率の引き下げ、さらには年末までに決定するとしている消費税率10%引き上げ時に軽減税率を導入するとの方針を固めました。

本稿では、政府方針の論点を整理してお伝えします。

こうした改正の動きは、本年末に税制改正大綱で決定されますが、法人会では現在、税制改正提言をまとめ、政府・国会へと要望を展開することになっています。ぜひ、多くの声を法人会にお寄せいただき、企業の切実な意見を伝えていきます。

法人税

実効税率引き下げ

政府・与党は、法人税の実効税率を現行の35.64%（東京都）を20%台に引き下げるとしている。実効税率引き下げは、主要各国が20%台にあり、成長戦略の実現には国際競争力を高めることに他ならない。

20%台への実効税率引き下げの基本的なコンセンサスはできているが、税率の引き下げ幅、何年で引き下げるかの引き下げ工程、税率引き下げでの財源の手当の3点については、多様な意見が出ている。

政府税制調査会では、「単年度での税込中立（増減税同額）である必要はない」としたうえで、「税率引き下げの減税先行で、複数年間で恒久財源を手当てする」

工程については、来年度から5年程度する意見や、2%ずつ3年間で引き下げといった意見がある。

ここで焦点になってくるのが、財源の手当てである。税率引き下げは減税であり、財政規律の観点から減税分に見合う増収策が必要となってくる。

その税率引き下げに必要な財源確保策として、政府税制調査会は次のような改革をまとめている。

【租税特別措置法の縮小・廃止】

すでに政策的な減税の役割を終えた租税特別措置については、ゼロベースで見直して、原則、廃止とする。

【欠損金の繰越控除制限の見直し・縮小】

どの法人税改革案をまとめている。

財務省の試算によれば、実効税率20%台への引き下げには約3兆円の財源が必要となる。

欠損金（赤字）を翌期以降の課税所得（黒字）から控除（相殺）できる期間を現行の9年から延ばす代わりに、毎年度の控除上限を減額する。

【減価償却制度の見直し】

設備投資費用を法定耐用年数に従い分割して損金算入できる減価償却制度で、減税効果の大きい定率法を廃止し、定額法に一本化する。

【中小企業への課税強化】

資本金1億円以下の中小企業の年間所得800万円以下に適用される法人税率15%について、資本金1億円以下という認定基準を見直して、縮小する。

【外形標準課税の中小企業へ拡大適用】

資本金1億円超の法人を対象に、平成16年4月から導入された、資本金や従業員数などを課税ベースとした都道府県に納税する外形標準課税制度を中小企業にも適用を拡大し、赤字法人も負担する。

消費税

軽減税率の導入

消費税率は来年10月1日からの10%に引き上げられることは与党税制大綱に明記されているが、本年末までに総理大臣が10%引き上げ実施を判断するとしている。

その際に焦点となるのが、昨年末の与党税制大綱で明記した、税率10%に引き上げ時に、低所得者ほど負担

が重いとされる逆進性を解消するための対策として、生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率の導入である。

与党税制協議会では、軽減税率適用対象となる飲食料品8分類案、経理方式4案をまとめた。

協議会では「我々だけで決定し押し付けるやり方は

【表①】 軽減税率適用飲食料品目 8パターン案と減収額 (財務省試算)

飲食料品の対象品目	税率1%当たり減収額
① 全ての飲食料品	6600 億円
② ①から「酒」を除く	6300 億円
③ ②から「外食」を除く	4900 億円
④ ③から「菓子類」を除く	4400 億円
⑤ ④から「飲料」を除く	4000 億円
⑥ 生鮮食品	1800 億円
⑦ コメ・みそ・しょうゆ	200 億円
⑧ 精米	200 億円

【表②】 《軽減税率適用後の経理方式 4案》

現行の請求書の活用方式	1案	請求書に適用税率ごとに分けた合計金額を記載する
	2案	1案に加え、売り手側に請求書の発行と写しの保存を義務付ける
インボイス制度の導入方式	3案	請求書に商品品目ごとの税率・税額と、売り手の事業者番号の記載を義務付ける
	4案	3案から事業者番号の記載を省略する

避けた方がいい。広く国民の意見を聞く」として、関係団体などにヒアリングを行い、最終的にまとめていくとしている。

軽減税率適用対象となる品目を表のように、8分類案とともに、軽減する税率1%当たりの減収額を示した。

仮に、表の①にある「全ての飲食料品」に2%の軽減税率を適用した場合には約1.3兆円が減収となる。

この減収分をカバーするには、消費税率引き上げは

社会保障に充てるとした「税と社会保障一体改革」の基本理念に基づけば、通常の消費税率を0.7%上積みした10.7%にするか、社会保障費を1.3兆円減額する必要があると指摘されている。

また、軽減税率導入にあたって、品目ごとに税率が異なる複数税率を導入するかどうかについては検討課題としている。

軽減税率導入の際、仕入れ税額控除額を明確に把握

昨年度、法人会はこう主張した

して正確な消費税額を算出するうえで、納税事務で経理方式についての規定が不可避である。

与党税制調査会は4案を示しているが、大別すれば、現行の請求書を活用することで足りるか、欧州で行われているように商品ごとに税率を明記したインボイス(税額票)制度で対応する

かに分かれている。

その際、国税庁から交付される事業者番号を記載するかどうかも、これからの検討の焦点となる。

軽減税率の導入の時期については、10%引き上げ時に即時に行うか、10%への引き上げ後の段階で行うかについては、検討課題とされている。

一税率が望ましい、③インボイスについては単一税率であれば現行の請求書等保存方式で十分対応でき導入の必要はない、④低所得者対策で実施が見込まれている簡素な給付措置については給付対象や方法を考慮して「ばらまき政策」とならないよう求める、としている。

こうした与党税制協議会改正案を受けて、法人会では今、広く企業納税者の声を集め、税制提言をまとめている。

法人会は昨年度の政府・国会に要望した税制提言の中で、上記に関連した点について、次のように主張している。

先ず、法人税実効税率引き下げ問題に関連しては、①法人税実効税率を20%台に、②中小企業に適用される法人税の軽減税率適用の特例15%を時限措置ではな

く本則化するとともに適用所得金額を1600万円に引き上げを、③中小企業の軽減税率特例と租税特別措置の適用範囲の見直しは中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点から見直すべきではない。

そして、消費税の軽減税率問題に関連しては、①税率引き上げには景気に十分配慮し円滑な価格転嫁の環境整備が重要、②事業者の事務負担・税制の簡素化・税務執行コストなどの観点から税率10%程度までは単

そして、何よりも法人会は、徹底した行政改革の推進を求めています。行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっており、「まず隗より始めよ」の精神で地方を含めた政府、議会が自ら身を削ることを強く求めています。

今後の与党税制調査会の案に対する法人会の意見を確立中ですので、ぜひ皆様の声をお寄せいただき、法人会の提言・要望が世に大きく響き渡るような力とさせていたいただくことを心よりお願い申し上げます。

(26. 6月20日時点)

ワンポイント税ミナール

平成26年度 法人課税関係改正の概要

■所得拡大促進税制の拡充・延長

〔所得税でも同様の措置を講じます〕

個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行います。具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長します。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件

(改正前：5%以上)

①平成27年4月1日前に開始する事業年度 (2%以上)

②平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 (3%以上)

③平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 (5%以上)

(2) 平均給与等支給額の要件

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等※に見直した上で、平均給与



与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること(改正前：以上であること)とします。

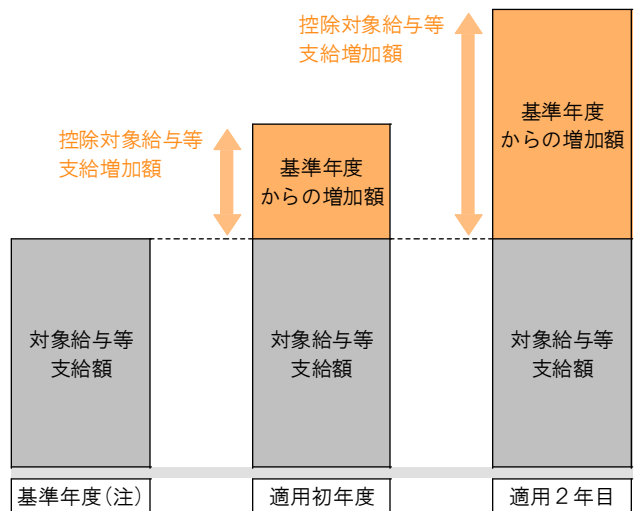
※ 適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。

〔平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用します。なお、同日前に終了する事業年度(平成25年4月1日以後に開始し旧制度の適用なし、新制度の要件満たす)分の税額控除相当額は、平成26年4月1日以後最初に終了する事業年度で上乘せ控除。〕

【参考】改正前の制度の概要

○ 基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できます。

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



【改正内容】
平成25・26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28・29年度：5%以上

【要件】
(1) 基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
(2) 給与等総支給額が前年度以上であること
(3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正内容】
継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

■復興特別法人税の
1年前倒し廃止

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しして終了します。

【参考】改正前の制度の概要

法人税の納税義務者は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において、基準法人税額（所得税額控除等の適用前の法人税額）に対して10%の付加税（復興特別法人税）を納付する義務があります。

■交際費課税の緩和・延長

交際費課税制度について、その適用期限を2年間延長するとともに、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費のうち飲食のための支出（社内接待費を除く。）の50%を損金算入可とします。

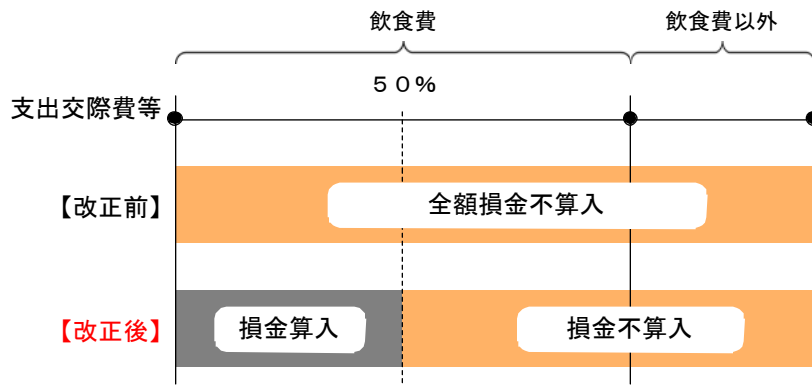
※ 中小法人については、現行の定額控除（800万円）との選択制

〔平成26年4月1日以後に開始する適用年度について適用します。〕

【参考】改正前の制度の概要

法人が支出する交際費等（一人当た

り50000円以下の飲食費等を除く。）は、原則として全額損金不算入。ただし、中小法人については、年80000円に達するまでの全額損金算入可。



※ 中小法人については、飲食費の50%と定額控除額800万円のどちらかを選択

■地方法人課税の偏在是正

地方団体の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げにあわせて地方法人税を創設し、その税込全額を

交付税原資化します。

〔平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用します。〕

地方法人税の創設

・納税義務者：法人税を納める義務がある法人

・課税標準 …… 基準法人税額（所得税額や外国税額等の控除前の法人税額）

・税率 …… 4・4%

・申告納付先：国（税務署）
・税収の使途：地方交付税として地方団体へ配分

《法人住民税法人税割の税率引下げ》

	改正前		改正後	
	標準課税	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

【問い合わせ先】

厚木税務署

電話 046・221・3261

平成26年度 厚木税務署定期異動状況

(敬称略)

職名	新		旧	
	氏名	前任地	氏名	赴任先
署長	鈴木 忠良	福岡局 大川署 署長	高砂 孝志	退職
副署長	吉田 憲司	留任		
特別調査官(法人担当)	亀谷 正己	東京国税局査察部 査察開発課 総括主査	浅川 弘之	退職
総務課長	安藤 司	藤沢署 資産1部門 統括官	矢野 隆治	八王子署 総務課長
法人課税1部門統括官	清水 孝秋	東京国税局課税2部 法人課税課 主査	平川 正男	目黒署 法人1部門 統括官
法人課税2部門統括官	野谷 誠治	四谷署 特官部門 連絡調整官	大河原 毅	藤沢署 法人6部門 統括官
法人課税3部門統括官	嶋原 光夫	小田原署 法人3部門 統括官	奥田 求生	荏原署 法人2部門 統括官
総務課長補佐	先崎 弘樹	東京国税局徴収部 特別国税徴収官 徴収官	中峰 敏子	横浜中署 国際税務専門官(源泉)
法人課税1部門審理上席	根岸 和之	町田署 法人1部門 上席	高松 正文	渋谷署 法人3部門 総括上席
法人課税1部門源泉上席	宇佐美 金也	留任		



◀新入会員歓迎研修会

3月18日、厚木商工会議所において、昨年本会へ入会された会員を対象に、新入会員歓迎研修会を開催した。当日は新入会員をはじめ、本会役員並びに新入会員の紹介者等を交えて、総勢66名が参加した。第一部の研修会では、浅岡副会長から「法人会をご理解いただくために」をテーマにした講話と厚木税務署の吉田副署長を講師に招き「税務調査」等について研修を行った。

また第二部の歓迎会では、新入会員の企業PRを兼ねた自己紹介等の時間を設け、参加者相互の交流と親睦を図った。



▼青年部会研修会「経営セミナー」

青年部会は3月24日、厚木商工会議所において「経営セミナー」を開催し、地域の若手経営者など59名が参加した。講師にサポーターづくりコンサルタント・美容室経営の勝村大輔氏を招き「あなたのお店・会社を熱狂的に応援するサポーターづくり」をテーマに、応援してくれるお客さんを創り出す方法論や実体験で得た知識やノウハウなど、提唱するマーケティング理論「サポーター論」を講演され、好評を博した。

教養講座

「防犯と護身術」実技講習▶

3月28日、厚木商工会議所において、教養講座を開催し、28名が参加した。講師に厚木警察署警務担当官を招き、身を守る知識や護身術の実技指導を受け、大変好評でした。



◀全国女性フォーラム(香川大会)

4月10日、サンポートホール高松において、上部団体の全国法人会総連合主催の女性フォーラムが華やかに開催された。全国から約1500名の女性部会員が集まり、本会から2名が出席した。同大会では社会貢献活動や租税教育の事例発表、大会式典等が盛大に行われた。また記念講演として少林寺拳法グループ総裁の宗由貴氏が、「しなやかな人間力」をテーマに講演を行い、好評を博した。



▼経理実務研修会

6月3日から厚木商工会議所において、初級者を対象にした経理実務研修会(7回シリーズ)を開催し、20名が受講した。税理士会厚木支部所属の佐藤実税理士に講師を依頼し、仕訳の仕方や帳簿のつけ方、決算書の作成方法など、簿記とその関連事項について研修した。



▲源泉所得税実務講座

5月22日、厚木アーバンホテルにおいて、14名が参加して初任者を対象にした源泉所得税実務講座を開催した。当日は厚木税務署担当官に講師を依頼し、月々の源泉徴収事務の仕方から納付書の記載等について研修した。



広報用看板を設置

当会会員の(株)セクトウエーブ様のご厚意により、敷地内(厚木市下荻野)に税の標語の優秀作品やe-Tax及びeLTAXの利用推進を図る内容の広報用看板を設置させていただきました。



▼納税意識の高揚・意識啓発のために

「税に関する作品カレンダー」を配付
地域住民をはじめ、子どもたちの納税意識の高揚並びに税についての理解と意識啓発を目的として「税に関する作品カレンダー」(4月～翌3月)を作製した。このカレンダーは、毎年当会で募集している「税の標語」と女性部会が小学生の児童を対象に実施している「税の絵はがきコンクール」の優秀作品を題材にしたもので、国税局や厚木税務署、当会管轄区域の市町村庁舎等の公共機関をはじめ、厚木愛甲地区の各小学校に配付して、掲示を依頼した。



女性部会税ミナール▶

女性部会は6月23日、厚木市文化会館において、税ミナール(研修会)を開催し、23名が参加した。当日は東京地方税理士会厚木支部所属の新川勉税理士に講師を依頼し、「税金のこれからの変り方～相続に向けて、今できること～」をテーマに研修した。

◀改正税法説明会
6月16日、厚木市文化会館において、厚木間税会と共催で税制改正をテーマに説明会を開催し、23名が参加した。厚木税務署担当官に講師を依頼し「消費税の改正と平成26年度法人税法の改正の概要」を中心に研修した。



◀源泉部会定例研修会(労務管理関係)
源泉部会は6月26日、厚木アーバンホテルにおいて、定例研修会を開催し、29名が参加した。当日は社会保険労務士の三嶽忍氏を講師に招き「是正勧告ワースト5から学ぶ、会社の改善対策」をテーマに研修し、大変好評だった。

正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	22,535	19,011	3,524
特定資産受取利息	2,247	2,091	156
特定資産受取配当金	20,288	16,920	3,368
受取会費	30,483,600	30,570,500	▲86,900
正会員受取会費	28,485,200	28,907,700	▲422,500
賛助会員受取会費	1,998,400	1,662,800	▲335,600
事業収益	2,658,580	2,898,980	▲240,400
研修事業収益	449,500	497,500	▲48,000
広報事業収益	240,000	240,000	0
福利厚生事業収益	653,580	720,180	▲66,600
会員親睦事業収益	1,315,500	1,441,300	▲125,800
受取補助金等	12,264,087	13,216,776	▲952,689
受取関連補助金	1,015,487	1,813,276	▲797,789
受取全法連助成金振替額	11,248,600	11,403,500	▲154,900
受取負担金	1,088,700	1,084,900	3,800
源泉部会受取負担金	570,000	570,000	0
女性部会受取負担金	158,700	176,400	▲17,700
青年部会受取負担金	360,000	338,500	21,500
受取寄付金	454,562	422,500	32,062
募金収益	454,562	422,500	32,062
雑収益	923,197	593,944	329,253
受取利息	7,016	7,332	▲316
雑収益	916,181	586,612	329,569
経常収益計	47,895,261	48,806,611	▲911,350
(2) 経常費用			
事業費	40,727,699	39,155,341	1,572,358
給料手当	14,905,264	14,825,851	79,413
退職給付費用	2,294,753	828,600	1,466,153
福利厚生費	2,212,289	2,197,117	15,172
会議費	3,303,290	2,890,176	413,114
旅費交通費	831,635	963,929	▲132,294
通信運搬費	1,639,553	1,809,905	▲170,352
減価償却費	388,411	238,573	▲149,838
消耗什器備品費	122,262	209,920	▲87,658
消耗品費	1,255,494	1,194,791	60,703
修繕費	283,383	139,211	▲144,172
印刷製本費	2,004,993	2,783,665	▲778,672
燃料費	21,947	20,440	1,507
光熱水料費	518,066	516,836	1,230
賃借料	2,124,554	2,012,602	111,952
保険料	222,794	191,123	31,671
諸謝金	2,049,192	1,625,538	423,654
支払負担金	628,873	491,098	137,775
支払寄付金	456,000	422,500	33,500
委託費	1,204,941	1,889,816	▲684,875
会場費	949,548	733,895	215,653
広告宣伝費	151,863	140,823	11,040
表彰費	428,407	528,264	▲99,857
リース料	634,103	406,699	227,404
支払手数料	1,335,366	1,366,701	▲31,335
新聞図書費	39,420	41,300	▲1,880
雑費	721,298	685,968	35,330

科目	当年度	前年度	増減
管理費	8,090,265	9,271,003	▲1,180,738
給料手当	1,656,140	1,647,316	8,824
退職給付費用	254,972	92,006	162,966
福利厚生費	245,807	244,122	1,685
会議費	3,115,210	4,881,009	▲1,765,799
旅費交通費	49,485	62,756	▲13,271
通信運搬費	68,718	68,692	26
減価償却費	79,273	43,261	36,012
消耗什器備品費	18,228	39,880	▲21,652
消耗品費	93,699	84,737	8,962
修繕費	52,628	34,802	17,826
印刷製本費	14,584	69,906	▲55,322
燃料費	3,404	5,109	▲1,705
光熱水料費	129,515	129,208	307
賃借料	531,138	503,150	27,988
保険料	54,328	43,780	10,548
租税公課	76,337	32,100	44,237
支払負担金	19,652	26,510	▲6,858
委託費	18,400	18,400	0
広告宣伝費	15,762	15,647	115
渉外雑費	706,786	500,650	206,136
表彰費	170,320	48,176	122,144
リース料	158,525	101,673	56,852
支払手数料	145,620	148,544	▲2,924
諸会費	383,500	393,500	▲10,000
新聞図書費	4,380	4,588	▲208
雑費	23,854	31,421	▲7,567
経常費用計	48,817,964	48,426,344	391,620
評価損益等調整前当期経常増減額	▲922,703	380,267	▲1,302,970
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	▲922,703	380,267	▲1,302,970
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	18,460	0	18,460
什器備品除却損	18,460	0	18,460
経常外費用計	18,460	0	18,460
当期経常外増減額	▲18,460	0	▲18,460
当期一般正味財産増減額	▲941,163	380,267	▲1,321,430
一般正味財産期首残高	26,572,252	26,191,995	380,257
一般正味財産期末残高	25,631,089	26,572,252	▲941,163
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	11,248,600	11,403,500	▲154,900
受取全法連助成金	11,248,600	11,403,500	▲154,900
一般正味財産への振替額	▲11,248,600	▲11,403,500	154,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	25,631,089	26,572,252	▲941,163

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関とされていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail: info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成26年2月～平成26年6月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木	創作串揚げ 二代目 一道
旭 町 西	株式会社 フタミ
旭 町 西	学校法人 黛学園 清心幼稚園
下 荻 野	株式会社 高郷工業
睦 合 北	株式会社 ボランチ
依 知 南	オハナ オフィス
南 毛 利 北	フェアリーブレイン 合同会社
南 毛 利 北	有限会社 アミ
南 毛 利 西	花上デザイン技術研究所 株式会社

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話(046)224-7731
- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

【東京国税局からのお知らせ】

文書回答制度をご利用ください!

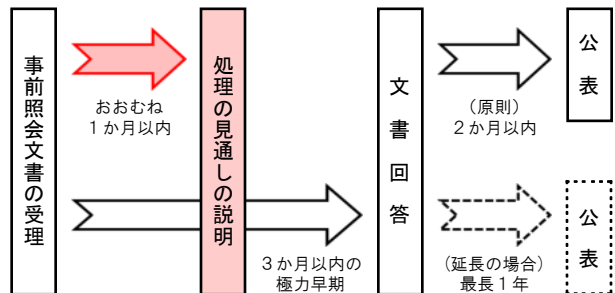
納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。

納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会を受けた場合には、一定の要件の下に文書回答を行います。この手続きは、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくため、照会内容・回答をホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です。)

なお、この手続きの詳細については、東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答制度バナーからご覧ください。

東京国税局ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp/tokyo>

【参考：文書回答のスケジュール】



税に関する照会を文書でお答え!
文書回答制度



● 税務職員を装い現金等を持ち去る詐欺にご注意ください ●

- 税務職員を名乗る者が、会社や店舗を訪問し、「国税庁 東京国税局 特別国税調査官」という肩書の名刺を交付（提示）した上で、税務調査と称して、現金や書類の写し等を持ち去る事例が発生しています。
- 休日や早朝に訪問する事例も確認されています。
- 売上の確認と称してレジの現金を全て持ち去った事例も確認されています。

（注）これらの事例は、後日、名刺に記載のあった国税局に問い合わせがあり、詐欺であることが判明したものです。少しでも不審に感じたら、相手の要求に応じる前に、最寄りの税務署の総務課又は国税局の納税者支援調整官までお問い合わせください。

【被害に遭わないための注意事項】

1. 税務職員が税務調査を行う場合は、質問検査章と身分証明書（顔写真ちよう付）を必ず携帯しています。
また、徴収担当の職員が滞納整理を行う場合は、徴収職員証票と身分証明書（顔写真ちよう付）を必ず携帯しています。身分証明書等で所属、氏名等を確認してください。
2. 通常の税務調査において、調査担当の職員が帳簿書類等を預かることはありますが、現金その他の財産を差し押さえることはありません。
なお、いわゆる査察調査など国税犯則取締法に基づき税務職員が強制調査を行う場合は、裁判官が発付した「臨検・捜索・差押許可状」を必ず呈示することとしています。この際、税務職員が許可状に基づき現金等を差し押さえる場合もありますが、差押手続を行った場合には必ず差押目録を作成し、差押目録謄本を交付しています。
3. 徴収担当の職員が、納税者の皆様から税金の納付のために現金を受領する場合には、必ず領収証書を交付しています。
なお、滞納整理において、徴収担当の職員が、国税徴収法に基づき現金等を差し押さえる場合もありますが、差押手続を行った場合には必ず差押調書を作成し、差押調書謄本等を交付しています。
4. 通常、税務調査を土日などの休日や早朝・深夜から開始することはありません。



国税の申告納税はe-Taxで!

国税庁 e-Tax
キャラクター
イータ君



◇税務署に出向かずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、
交通費や郵送料の**コストダウン**につながります!



税理士の先生に
お任せしている
ので...

という方は、税理士に「**代理送信**」を
お願いしてください!!

◇法人（納税者）が電子証明を取得する必要はありませんので、
手間がかかりません。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

地方税ならeLTAX

eLTAX（地方税ポータルシステム）との双方利用でより便利に。
厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等收受は、行っ
ておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!



エルレンジャー

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～